



東京プレイセラピーセンター

認定プレイセラピスト：Certified Play Therapist（CPT™）資格基準

I. 資格・ライセンス

1. 以下のいずれかの資格を保持していること
 - ・臨床心理士
 - ・臨床発達心理士
 - ・公認心理師
 - ・児童精神科医師

II. 学歴

1. 心理学の大学院博士前期課程修了以上（児童精神科医については免除）

III. プレイセラピーに特化したトレーニング

1. プレイセラピーに特化したトレーニング（研修）を **150時間以上**受講
2. **過去10年間**の研修を有効とする
3. 以下の内容のものを、提示されている時間数以上受講すること
4. オンラインによるトレーニングも単位の一部として認める。ただし、150時間のうち125時間以上、またプレイセラピースキル50時間のうち30時間以上は対面によるトレーニングであること。
5. 研修やトレーニング、セミナーなどの出席証明書など、参加を証明する書類、および内容が以下の項目に該当することが明記された書類（シラバスや案内など）を提出すること。
6. 大学院でのプレイセラピーの授業や職場でのプレイセラピー研修も、下記 a) から g) いずれかに該当する内容に関しては、プレイセラピーに特化したトレーニングとして認める。（認められる研修かどうか不明な場合には、東京プレイセラピーセンター（tokyocpt@gmail.com）までお問い合わせください）。

認定プレイセラピスト（CPT™）資格基準
（2022年）

受講内容	時間数
a) プレイセラピーの歴史	2時間以上
b) プレイセラピーにおける重要な理論	55時間以上
c) プレイセラピーのスキル	50時間以上
d) プレイセラピーと多文化	6時間以上
e) 保護者との関わり	6時間以上
f) 災害支援におけるプレイセラピー	6時間以上
g) プレイセラピーに関するトピック（上記以外のトピック、特定の対象とのプレイセラピー、新しい理論など）	25時間以上

IV. プレイセラピー経験とスーパービジョン

1. プレイセラピーのセッションを実施した時間数が **350時間以上**
2. プレイセラピーに関するスーパービジョンを受けた時間数が **35時間以上**
3. スーパービジョンの時間数には、少なくとも1セッション分のプレイセラピーを実施している録画を用意して、スーパーバイザーとそれを見ながら検討するスーパービジョンを含めること
4. 350時間以上のプレイセラピー経験と35時間以上のプレイセラピースーパービジョンは**過去5年間以内**のものを有効とする。
5. プレイセラピーの実施時間数およびプレイセラピースーパービジョンの時間数の証明として、現在のスーパーバイザーあるいは過去のスーパーバイザーからの署名を付した証明書の提出が必要。
6. 以前の経験について過去のスーパーバイザーからの証明を受けられない場合には、その理由を申請時に記載し、現在のスーパーバイザーに以前のプレイセラピーの実施時間数を証明してもらうことも認める。
7. スーパービジョンは対面またはオンラインどちらで行われたものでもよい。
8. スーパービジョンは、個人だけではなく、グループで行われたものも時間数として認める。ただし、グループスーパービジョンの中で自分のケースを検討した時間のみを該当時間数として認める。（他のスーパーバイザーがケースを検討しているのを聞いている時間は時間数として認めない）。またグループスーパービジョンは、あくまで、自分のケースについての指導を受けるスーパービジョンであり、ケースについての発表や事例検討会などの研修機会はそれとは異なる。（時間数や内容について

認定プレイセラピスト（CPT™）資格基準 （2022年）

て不明な場合には、東京プレイセラピーセンターまで
(tokyocpt@gmail.com) お問い合わせください。

9. プレイセラピーを実施しているセッションの録画検討については、クライアントではない子どもとの模擬セッションの録画、大人とのロールプレイ（大人が子ども役をしている）の録画も認める。クライアントではない子どもとの模擬セッションを用いる場合には、子どもと自身の関係性や保護者への同意のプロセスなどについてもあらかじめスーパーバイザーに相談し、適切な状況で行うこと。

V. 認定プレイセラピスト（CPT™）取得期間

1. 上記の3と4の基準を満たすのに、2年以上をかけること。開始はプレイセラピーの研修を初めて受けた年からと考える。

VI. 申請料と年間登録料について

1. CPT™申請料、また年間登録料は以下の通りである。

	申請料	年間登録料
一般会員	6,000 円	2,000 円
非会員	12,000 円	6,000 円

2. 申請料には、初年度登録料も含む。次年度からは年間登録料を毎年支払う。
3. 上記、申請時に支払われた申請料は、申請審査の結果の可否にかかわらず返金しない。

VII. 資格の更新について

1. CPT™の資格の保持のため、3年毎に更新手続きを必要とする。3年間で24時間以上のプレイセラピーに特化した研修やトレーニングを受講し（そのうち12時間はオンライントレーニングを認める）、その時間数を証明する書類の提出が求められる。
2. 資格更新の審査は無料とし、更新が認められた場合は当該年度の年間登録料を速やかに支払う。詳細については追って資格取得者に連絡する。

制定：2022年11月